

議案第27号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月2日提出

養父市長 広瀬 栄

記

- 1 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 2 事案の概要
令和5年1月28日、養父市八鹿町八鹿地内において発生した市道京口堤防線の街路樹が積雪により落下したことによる、自動車損傷事故についての物的損害
- 3 損害賠償の額 388,000円